

自動車リサイクル法 引取業・フロン類回収業
登録申請の手引き

令和5年3月

沖縄県 環境部 環境整備課

目 次

はじめに

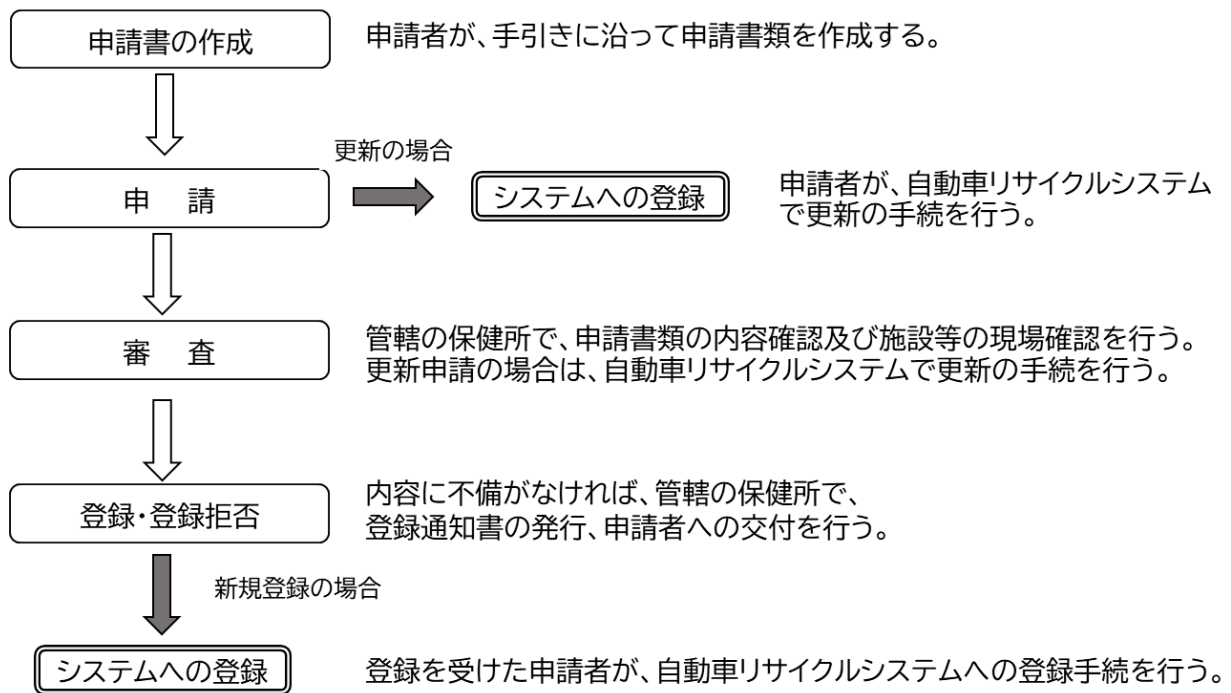
1 引取業及びフロン類回収業の申請から登録までの流れ	1
2 申請方法等	
(1) 提出部数	1
(2) 申請手数料	1
(3) 受付場所	2
3 注意事項	3
4 登録申請時の提出書類について	
(1) 引取業の新規・更新登録申請時の必要書類	4
(2) フロン類回収業の新規・更新登録申請時の必要書類	4

はじめに

沖縄県内において、使用済自動車の引取りを業として行う又は使用済自動車からフロン類の回収を業として行うためには、自動車リサイクル法に基づき、沖縄県知事(那覇市内に事業所を設置する場合は那覇市長)の登録を受けなければなりません。登録の有効期間は、登録の日から5年間となります。

この手引きは、引取業及びフロン類回収業の登録手続等について説明しています。

1 引取業及びフロン類回収業の申請から登録までの流れ



2 申請方法等

(1) 提出部数

申請書類の提出部数は1部です。(申請者控えが必要であれば2部ご用意ください。)

(2) 申請手数料

申請の際には、以下の申請手数料が必要となります。沖縄県収入証紙を購入し、申請書へ貼付してください。

登録申請の種類		申請手数料の額(円)
引 取 業	新規登録	3,000
	更新登録	3,000
フロン類回収業	新規登録	5,000
	更新登録	5,000

(3) 受付場所

受付場所は、主たる事業所の所在地を管轄する保健所です。

事業所とは、①使用済自動車にフロン類・エアバッグ類の装備が有るかどうかの確認を行う場所、②フロン類を回収する場所、③電子マニフェストによる移動報告等の事務処理を行う場所などが該当します。なお、使用済自動車の保管のみを行う場所は含まれません。

主たる事業所とは、複数設置する事業所のうち「事務を行う場所を有する事業所」、「規模（処理能力、敷地面積等）の大きな事業所」、「設置時期の早い事業所」などが該当します。

◆ 事務を行う場所が異なる場所にある場合 ◆

- ① 引取業のみを行う事業者は、「事務を行う場所」の所在地を所管する保健所が窓口です。
- ② フロン類回収業者は、「フロン類を回収する場所」の所在地を所管する保健所が窓口です。

また、すでに登録を受けている引取業者又はフロン類回収業者が、登録を受けた保健所以外の管轄区域に事業所を追加する場合は、登録申請ではなく、すでに登録を受けた保健所へ変更届を提出することとなります。

例) 浦添市に事業所をもつ引取業者Aが、石垣市へ新たに事業所を設置する場合、南部保健所へ変更届を提出する。

※ 1つの事業所が複数の保健所管内にまたがる場合など管轄保健所が不明な場合は、お近くの保健所又は環境整備課へご相談ください。

各保健所連絡先

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-989-6610 沖縄市字美里1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846 南風原町字宮平212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町

※ あらかじめ管轄の保健所に連絡して、来所日時を担当者と調整してください。

※ 那覇市内に事業所を設置する場合には、那覇市長の登録を受ける必要があります。

那覇市環境政策課(TEL:098-951-3231)へお問合せ下さい。

3 注意事項

(1) 申請書様式については、沖縄県環境整備課のウェブページ上で入手できます。

URL:<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/recycle/car.html>

(2) 申請書等の作成を行政書士に委任する場合は、委任状を提出して下さい。

委任状には、次の事項を記載してください。

- ① 「委任状」であることの記載
- ② 委任者(押印)
- ③ 委任の範囲
- ④ 行政書士の氏名、登録番号
- ⑤ 委任した日付

(3) 自動車リサイクル法関連業のうち、異なる申請を同時に行う場合(例:引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合は、住民票等の公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの申請書等にはその写し(コピーしたもの)でも構いません。

例:引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合

引取業 → 公的書類は、原本を添付

フロン類回収業 → 公的書類は、引取業に添付した原本の写し(コピー)を添付

(4) 自動車リサイクル法関連業を行うにあたって、自動車リサイクル法以外の法律(他法令)でも規制を受ける場合には他法令の許認可等も受ける必要があります。

申請の際には、他法令の規制の状況についても十分に確認して、他法令に基づく手続を行って下さい。

自動車リサイクル法関連業の施設設置に係る主な関係法令等

関係法令等	調整機関
「建築基準法」に基づく許可、建築確認	県建築指導課、都市計画課 市町村都市計画課
「沖縄県県土保全条例」に基づく開発許可	県県土・跡地利用対策課
「森林法」に基づく開発許可	県森林管理課
「農地法」に基づく転用許可	県農政経済課 市町村農政課
「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施	県環境政策課
「自然公園法」に基づく工作物の新增改築の届出・許可	県自然保護課
「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づく届出	各保健所、県環境保全課
「土壌汚染対策法」に基づく届出	各保健所、県環境保全課

※ 以上の他にも関連する法令の規制がありますので、沖縄県県土・跡地利用対策課にお問い合わせ下さい(TEL:098-866-2040)。

4 登録申請時の提出書類について

(1) 引取業の新規・更新登録申請時の必要書類

必要書類	備考
1 引取業者登録(更新)申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第一(第四十六条関係)
2 【申請者が個人の場合】 住民票 <input type="checkbox"/>	・登記事項証明書、住民票は発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの ・住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
3 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
4 【申請者が未成年者の場合】 ・法定代理人が個人の場合は、法定代理人の住民票 <input type="checkbox"/> ・法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
5 申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 <input type="checkbox"/>	
6 事業所付近の見取図 <input type="checkbox"/>	・全ての事業所について、周辺見取図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
7 誓約書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式1-1
8 登録通知書の写し <input type="checkbox"/>	・更新申請時のみ

(2) フロン類回収業の新規・更新登録申請時の必要書類

必要書類	備考
1 フロン類回収業者登録(更新)申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第三(第五十条関係)
2 【申請者が個人の場合】 住民票 <input type="checkbox"/>	・登記事項証明書、住民票については発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの ・住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
3 【申請者が法人の場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
4 【申請者が未成年者の場合】 ・法定代理人が個人の場合は、法定代理人の住民票 <input type="checkbox"/> ・法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>	
5 フロン類の回収の用に供する施設の所有権を有することを証明する書類 <input type="checkbox"/>	
6 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 <input type="checkbox"/>	・取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
7 事業所付近の見取図 <input type="checkbox"/>	・全ての事業所について、周辺見取図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
8 誓約書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式1-2
9 登録通知書の写し <input type="checkbox"/>	・更新申請時のみ